

2026年5月8日

各位

会社名 株式会社NPT
(コード：311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
TEL 03-6455-7150
URL <https://neopt.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社NPT（本社：福岡県福岡市、代表取締役兼執行役員CEO：原健一郎、証券コード：311A、以下「当社」という。）は、2026年4月28日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びにTOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2026年6月30日開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）において承認可決されることを条件として、現行の定款の一部を変更する予定であります。

これに伴い、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の内容

定款の変更内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止の申請が東京証券取引所に受理された後、上場廃止日である2026年7月30日（予定）にその効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第 6 条～第 8 条 (条文省略)</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>【新設】</p> <p>第 10 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 【現行どおり】</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、<u>官報</u>に掲載する方法により行う。</p> <p>第 6 条～第 8 条 【現行どおり】</p> <p>【削除】</p> <p><u>(株式の譲渡制限)</u></p> <p>第 9 条 当社の株式を譲渡により取得するには、<u>取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>第 10 条～第 11 条 【現行どおり】</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条（条文省略）</p> <p>（電子提供措置等）</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第15条～第17条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第18条～第30条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第31条～第33条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条【現行どおり】</p> <p>【削除】</p> <p>第14条～第16条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第29条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>第30条～第32条【現行どおり】</p>

現行定款	変更案
【新設】	<p align="center"><u>第6章 会計監査人</u></p>
【新設】	<p align="center"><u>(会計監査人の選任の方法)</u></p> <p><u>第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p>
【新設】	<p align="center"><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
【新設】	<p align="center"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
【新設】	<p align="center"><u>(会計監査人との責任限定契約)</u></p> <p><u>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第34条～第37条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条（条文省略）</p> <p><u>（本則第3条の変更に係る効力発生日）</u></p> <p>第2条 第3条の変更は、2026年12月31日までに開催 される取締役会において決定する本店移転日をも って効力を生ずるものとし、本附則は、本店移転 の効力発生日経過後、これを削除する。</p> <p>【新設】</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条【現行どおり】</p> <p>【削除】</p> <p><u>（現行定款第9条の変更の効力発生日）</u></p> <p>第2条 現行定款第9条（株主名簿管理人）の変更 は、2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に 付議される「定款一部変更の件（1）」が原案 どおり承認可決されること及び三菱UFJ信託 株式会社との間の株主名簿管理人委託事務契約 書の終了を条件として、上場廃止日（2026年7 月30日（予定））にその効力を生じる。なお、 本附則は効力発生後これを削除する。</p>

現行定款	変更案
【新設】	<p><u>(現行定款第9条を除く本定款の変更の効力発生日)</u></p> <p>第2条 現行定款第9条を除く本定款の変更は、 2026年6月30日開催予定の臨時株主総会に付議される「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、上場廃止日(2026年7月30日(予定))にその効力を生じる。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</p>

2. 定款変更の日程

- (1) 定款変更に係る取締役会決議 2026年5月8日
- (2) 定款変更のための株主総会開催日 2026年6月30日(予定)
- (3) 定款変更の効力発生日 2026年7月30日(予定)

以上